令和4年(2022年) 6月15日(水曜日)

# 北海道教育委員会 公 報

第6280号

#### 北海道教育委員会告示第29号

次の教育職員免許状は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第10条第1項の規定により、失効した。

令和4年6月15日

北海道教育委員会教育長 倉 本 博 史

| 氏   | 名   | 徳                        | 光皓       | 太        |                     | 本籍地                    | 北 淮   | 道          |
|-----|-----|--------------------------|----------|----------|---------------------|------------------------|-------|------------|
| 免許  | ∵状ℓ | )種類                      | (教       | 科)       | 免許状の番号              | 授与年                    | 月日    | 授 与 権 者    |
| 小学  | 校孝  | 汝諭 2                     | 種免       | 許状       | 平30小2第50号           |                        |       |            |
| 中学( |     | 数諭 1<br>理 - <sup>5</sup> | 種 免<br>科 | 許 状<br>) | 平30中1第205号          | 平成31年:                 | 3月15日 | 北海道教育委員会   |
|     |     | <b>対</b> 諭 1<br>語(芽      |          |          | 平30中1第206号          |                        |       |            |
| 失   | 効   | 年                        | 月        | 日        | 令和4年5月25日           |                        |       |            |
| 失   | 効   | の                        | 事        | 由        | 教育職員免許法第10条<br>ア)該当 | — <u>———</u><br>第1項第2∜ | 号(同法施 | 行細則第32条第8号 |

#### 通達 · 通知

教 学 向 第 2 4 2 号 令和4年(2022年)6月15日

各道立高等学校長 様

北海道教育委員会教育長

#### 「令和4年度(2022年度)道立高等学校入学者選抜の実施について」の一部改正について(通達)

「令和4年度(2022年度)道立高等学校入学者選抜の実施について」(令和3年9月28日付け教高第1532号北海道教育委員会教育長通達)について、次のとおり改正するので、北海道有朋高等学校の入学者選抜の実施に当たっては、適切に行うようにしてください。

記

#### 1 改正の趣旨

成年年齢を18歳に引き下げることを内容とする「民法の一部を改正する法律」が令和4年4月1日に施行されたこと、及び北海道教育庁組織規則が令和4年3月31日に改正されたことを踏まえ、標記通達のうち別記4「令和4年度(2022年度)北海道有朋高等学校入学者選抜実施要項」に係る文言を整理。

2 改正の内容

別添新旧対照表のとおり

(学校教育局学力向上推進課学力向上政策係) (学校教育局高校教育課高校教育指導係)

#### 別添

「令和4年度(2022年度)道立高等学校入学者選抜の実施について」新旧対照表

- 1 単位制による定時制の課程
  - (1) 一般入学者選抜

ア~エ (略)

オ 出願の手続

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 個人調査書

現に在学し、又は卒業した中学校 又は義務教育学校の校長(以下「中 学校長」という。)が作成したもの (一般要項の別記様式3による。)。 ただし、令和4年(2022年)3月 31日に満20歳以上の者(平成14年 (2002年)4月1日以前に出生した 者。以下「満20歳以上の者」という。) が出願する場合は、出願資格が分か る書類(卒業証明書又は卒業証書の 写し等)をもって個人調査書に代え るものとする。

(エ) (略)

カ 入学者の選抜等

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 入学者の選抜

前期は個人調査書(満20歳以上の 者である出願者を除く。)並びに作 文及び面接の結果を、後期は学力検 査の成績、個人調査書(満20歳以上 の者である出願者を除く。)並びに 作文及び面接の結果を資料として総 合的に判定する。

キ (略)

ク その他

(ア) (略)

- (略) 1 単位制による定時制の課程
  - (1) 一般入学者選抜

ア〜エ (略)

オ 出願の手続

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 個人調査書

現に在学し、又は卒業した中学校又は義務教育学校の校長(以下「中学校長」という。)が作成したもの(一般要項の別記様式3による。)。ただし、令和4年(2022年)3月31日に満20歳以上の者(平成14年(2002年)4月1日以前に出生した者。以下「成人」という。)が出願する場合は、出願資格が記書類(卒業証明書又は卒業計画の写し等)をもって個人調査書に代えるものとする。

(工) (略)

カ 入学者の選抜等

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 入学者の選抜

前期は個人調査書(<u>成人</u>の出願者を除く。)並びに作文及び面接の結果を、後期は学力検査の成績、個人調査書(<u>成人の</u>出願者を除く。)並びに作文及び面接の結果を資料として総合的に判定する。

キ (略)

ク その他

(ア) (略)

- (イ) 特別な配慮を必要とする生徒が出願しようとする場合は、在籍中学校長は北海道有朋高等学校長にその事情を説明し、北海道有朋高等学校長は学校教育局学力向上推進課長と協議すること。
- (ウ) この要項により難い場合は、学校 教育局<u>学力向上推進課長</u>と協議する こと。

(2) (略)

 $2 \sim 4$  (略)

- (イ) 特別な配慮を必要とする生徒が 出願しようとする場合は、在籍中 学校長は北海道有朋高等学校長に その事情を説明し、北海道有朋高 等学校長は学校教育局<u>高校教育課</u> 長と協議すること。
- (ウ) この要項により難い場合は、学校教育局<u>高校教育課長</u>と協議すること。

(2) (略)

 $2 \sim 4$  (略)

教 学 向 第 2 4 2 号 令和4年(2022年)6月15日

各教育局長 様

北海道教育委員会教育長

# 「令和4年度(2022年度)道立高等学校入学者選抜の実施について」の一部改正について(通知)

このことについて、別添写しのとおり、各道立高等学校長あて通達したので、内容を承知の上、事務処理を適切に行うようにしてください。

(学校教育局学力向上推進課学力向上政策係) (学校教育局高校教育課高校教育指導係)

> 教 学 向 第 2 4 2 号 令和4年(2022年)6月15日

札幌市、岩見沢市、三笠市、ニセコ町、知内町、奥尻町、音威子府村、羽幌町及び大空町を除く 各 市 町 村 教 育 委 員 会 教 育 長 (札幌市立、岩見沢市立、三笠市立、ニセコ町立、知内町立、奥尻町立、音威子府村立、 羽幌町立及び大空町立を除く各市町村立中学校長、義務教育学校長及び高等学校長)

北海道教育委員会教育長

# 「令和4年度(2022年度)道立高等学校入学者選抜の実施について」の一部改正について(通知)

このことについて、別添写しのとおり、各道立高等学校長あて通達したので、内容を承知の上、事務処理を適切に行うよう、貴管下中学校及び義務教育学校に周知願います。

(学校教育局学力向上推進課学力向上政策係) (学校教育局高校教育課高校教育指導係)

> 教 学 向 第 2 4 2 号 令和4年(2022年)6月15日

札 幌 市 教 育 委 員 会 教 育 長 (札幌市立中学校長及び高等学校長) 岩 見 沢 市 教 育 委 員 会 教 育 長 (岩見沢市立中学校長及び高等学校長) 三 笠 市 教 育 委 員 会 教 育 長 (三笠市立中学校長及び高等学校長) ニ セ コ 町 教 育 委 員 会 教 育 長 (ニセコ町立中学校長及び高等学校長) 知内町教育委員会教育長 (知内町立中学校長及び高等学校長) 奥尻町立中学校長及び高等学校長) 音威子府村教育委員会教育長 (音威子府村立中学校長及び高等学校長) 羽幌町立中学校長及び高等学校長) 羽幌町立中学校長及び高等学校長) 羽幌町立中学校長及び高等学校長) 大空町 教育委員会教育長 (大空町立中学校長及び高等学校長)

北海道教育委員会教育長

#### 「令和4年度(2022年度)道立高等学校及び市町村立高等学校入学者選抜の実施について」の一部改正について(通知)

「令和4年度(2022年度)道立高等学校及び市町村立高等学校入学者選抜の実施について」 (令和3年9月28日付け教高第1532号通知)について、別添写しのとおり改正するので、お知らせします。

> (学校教育局学力向上推進課学力向上政策係) (学校教育局高校教育課高校教育指導係)

> > 教 学 向 第 2 4 2 号 令和4年(2022年)6月15日

各北海道教育大学附属中学校長 北 海 道 総 務 部 長 様 (各私立中学校長及び高等学校長)

北海道教育委員会教育長

# 「令和4年度(2022年度)道立高等学校及び市町村立高等学校入学者選抜の実施について」の一部改正について(通知)

「令和4年度(2022年度)道立高等学校及び市町村立高等学校入学者選抜の実施について」 (令和3年9月28日付け教高第1532号通知)について、別添写しのとおり改正するので、お 知らせします。

> (学校教育局学力向上推進課学力向上政策係) (学校教育局高校教育課高校教育指導係)

写

教 学 向 第 2 4 2 号 令和4年(2022年)6月15日

各道立高等学校長 様

北海道教育委員会教育長

## 「令和4年度(2022年度)道立高等学校入学者選抜の実施について」の一部改正について(通達)

「令和4年度(2022年度)道立高等学校入学者選抜の実施について」(令和3年9月28日付け教高第1532号北海道教育委員会教育長通達)について、次のとおり改正するので、北海道有朋高等学校の入学者選抜の実施に当たっては、適切に行うようにしてください。

詬

1 改正の趣旨

成年年齢を18歳に引き下げることを内容とする「民法の一部を改正する法律」が令和4 年4月1日に施行されたこと、及び北海道教育庁組織規則が令和4年3月31日に改正され たことを踏まえ、標記通達のうち別記4「令和4年度(2022年度)北海道有朋高等学校入 学者選抜実施要項」に係る文言を整理。

2 改正の内容

別添新旧対照表のとおり

(学校教育局学力向上推進課学力向上政策係) (学校教育局高校教育課高校教育指導係)

#### 別添

「令和4年度(2022年度)道立高等学校入学者選抜の実施について」新旧対照表

別記4 令和4年度(2022年度)北海道有朋別記4 高等学校入学者選抜実施要項 (略)

- 単位制による定時制の課程
  - (1) 一般入学者選抜

ア〜エ (略)

オ 出願の手続

(*T*) • (*1*) (略)

(ウ) 個人調査書

現に在学し、又は卒業した中学校 又は義務教育学校の校長(以下「中 学校長」という。)が作成したもの (一般要項の別記様式3による。)。 ただし、令和4年(2022年)3月 31日に満20歳以上の者(平成14年 (2002年) 4月1日以前に出生した 者。以下「満20歳以上の者」という。) が出願する場合は、出願資格が分か る書類(卒業証明書又は卒業証書の 写し等)をもって個人調査書に代え るものとする。

(I)(略)

入学者の選抜等

(7) · (1) (略)

(ウ) 入学者の選抜

前期は個人調査書(満20歳以上の 者である出願者を除く。) 並びに作 文及び面接の結果を、後期は学力検 査の成績、個人調査書(満20歳以上 の者である出願者を除く。) 並びに 作文及び面接の結果を資料として総 合的に判定する。

キ (略)

ク その他

(ア) (略)

- (イ) 特別な配慮を必要とする生徒が出 願しようとする場合は、在籍中学校 長は北海道有朋高等学校長にその事 情を説明し、北海道有朋高等学校長 は学校教育局学力向上推進課長と協 議すること。
- (ウ) この要項により難い場合は、学校 教育局学力向上推進課長と協議する

令和4年度(2022年度)北海道有 朋高等学校入学者選抜実施要項

(略)

- 単位制による定時制の課程
  - (1) 一般入学者選抜

ア〜エ (略)

オ 出願の手続

- (P) (1) (略)
- (ウ) 個人調査書

現に在学し、又は卒業した中学 校又は義務教育学校の校長(以下 「中学校長」という。) が作成した もの(一般要項の別記様式3によ る。)。ただし、令和4年(2022年) 3月31日に満20歳以上の者(平成 14年(2002年) 4月1日以前に出 生した者。以下「成人」という。) が出願する場合は、出願資格が分 かる書類(卒業証明書又は卒業証 書の写し等)をもって個人調査書 に代えるものとする。

(I)(略)

- 入学者の選抜等
  - (ア) · (イ) (略)
  - (ウ) 入学者の選抜

前期は個人調査書(成人の出願 者を除く。) 並びに作文及び面接の 結果を、後期は学力検査の成績、 個人調査書(成人の出願者を除く。) 並びに作文及び面接の結果を資料 として総合的に判定する。

(略) キ

ク その他

(ア) (略)

- (イ) 特別な配慮を必要とする生徒が 出願しようとする場合は、在籍中 学校長は北海道有朋高等学校長に その事情を説明し、北海道有朋高 等学校長は学校教育局高校教育課 長と協議すること。
- (ウ) この要項により難い場合は、学 校教育局高校教育課長と協議する

|          | > L |          | > L        |
|----------|-----|----------|------------|
|          |     |          |            |
| (2)      | (略) | (2)      | (略)        |
| (2)      |     | (4)      | (54)       |
| $2\sim4$ | (略) | $2\sim4$ | (略)<br>(略) |